

くらしの伝言板

農林商工課

☎ 47-2116

役場 2階
窓口 13番

農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があります。これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

■農薬使用基準を必ず守りましょう（農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬

のラベルをよく読んで使うことが必要です)

- ①農薬に適用がない作物には使用しないこと
- ②定められた使用量または濃度を超過して使用しないこと
- ③定められた使用時期を守る
- ④定められた総使用回数以内で使用すること

春の農作業安全確認運動

■重点テーマ まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全

- ①トラクター転倒事故を防ぐため、ブレーキ連結ロック忘れに注意しましょう
- ②農作業に出る前に、どこで・どのくらい作業するかを家族に伝えましょう
- ③長時間の連続作業はやめましょう

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口 7番

脳ドック受診経費を助成

国民健康保険（国保）および後期高齢者医療制度では、被保険者の健康の保持増進ならびに疾病の予防、早期発見および早期治療の推進を図るために、医療機関が実施する脳ドックの受診経費を助成しています。受診前に申請が必要ですので、福祉保健課へお問い合わせください。

■対象者

○国保

国保被保険者で、受診日現在の年齢が満20歳以上の方

○後期高齢者 後期高齢者医療被保険者の方

■対象ドック

道内の医療機関および専門機関で実施している脳ドック

■助成額

○国保

脳ドックの検査料金の半額を助成します。ただし検査料金が4万円以上の場合、助成額は2万円が限度となります

○後期高齢者

脳ドックの検査料金を助成します。ただし、検査料金が3万円以上の場合、助成額は3万円が限度となります

■申込方法

脳ドック受診申込書を提出し、助成対象者としての決定を受けることが必要ですので、病院への予約後に印鑑をご持参のうえ、お申し込みください

■申込み 福祉保健課医療給付係

北海道による風しん抗体検査を実施

北海道では、妊娠を希望する出産経験のない女性などを対象に風しん抗体検査料を助成しています。

○対象者

- ・妊娠を希望する出産経験のない女性
- ・妊娠を希望し出産経験がなく、かつ風しん

抗体のできない女性の配偶者ならびに同居者・風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者ならびに同居者

※ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある、過去に2回の風しんの予防接種を受けている、検査により風しんと診断されたことがある方は除きます。また、配偶者（同居者）との同時受検は補助対象外となります。

○助成金額

検査方法によって変わり、どちらかの検査方法により1回のみを限度として助成します。

・EIA法 6,790円

・HI法 5,460円

いったん、医療機関に検査費用を支払ったあと、風しん抗体検査費用を助成します。

○申請に必要なもの

下記のものをお持ちの上、北見保健所に提出してください。

・北海道風しん抗体検査事業補助金交付申請書

・領収書

・住所地を証明する書類の写し（健康保険証、運転免許証、はがきなど）

○実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月15日まで

※申請書類提出期限は令和4年3月15日（必着）までです。

○検査医療機関

協力医療機関において実施しています。詳しくは北見保健所にお問い合わせください。

・北見レディースクリニック（☎ 31-0303）

・中村記念愛成病院（☎ 24-8131）

・やまかわウィメンズクリニック

（☎ 66-0011）

・ゆりの樹クリニック（☎ 57-5131）

・おのでら医院（☎ 42-3111）

・かみむらキッズ・クリニック（☎ 22-4188）

・愛し野内科クリニック（☎ 67-6565）

・おんねゆ診療所（☎ 45-2340）

・千葉循環器クリニック（☎ 23-3111）

・わだ小児科・循環器内科（☎ 24-7333）

○問合せ 北見保健所（☎ 24-4173）

土地改良区

☎ 47-3165

放水による水位上昇に注意

土地改良区では、5月上旬から9月中旬まで、かんがい用水を取水します。

頭首工では、河川状態によって水門を開閉することがあり、下流の水位が急激に上昇する恐れがありますので、注意してください。

水の事故に注意しましょう

各地で用水路などでの水難事故が絶えません。

かんがい用水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。

子どもたちの水難事故を防ぐために用水路に近づかない、用水路では遊ばないなど普段から注意しましょう。

災害で被災した皆様に支援をお願いします

◇平成30年7月豪雨災害義援金	8万2,200円	（令和3年6月30日まで）
◇令和2年7月豪雨災害義援金	1万円	（令和4年3月31日まで）
◇令和3年2月福島県沖地震災害義援金	0円	（令和3年5月31日まで）

町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。

※金額は、令和3年3月末現在の義援金額です。

新たに義援金をお受けしています

◇令和3年島根県松江市大規模火災義援金 令和3年5月31日(月)まで受け付け

■問合せ 町社会福祉協議会（☎ 47-3536 総合福祉センター内）